

神薬第24-7号

平成24年 4月20日

社団法人 神奈川県病院薬剤師会
会長 加賀谷 肇 様

社団法人 神奈川県薬剤師会
会長 加藤 昇



院外処方せんにおける不適切処方改善について（依頼）

平素より、本会運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、院外処方せんの「用法の記載不備」や「倍量処方」については、従来から指摘されているところですが、医療機関によっては、いまだ改善のみられていない処方例が散見されております。

我々薬剤師には、『患者に正しい医薬品情報を提供して、安全で効果的な薬物療法を行う』責務があります。この度、本会では不適切処方が疑われる実処方例を収集いたしました。その中から代表的な「用法記載不備処方例」と「倍量処方が疑われる処方例」数例を報告させていただきます。

つきましては、貴会におかれましては、これらの処方例の実態をご了知いただきまするとともに、院外処方せんの記載内容改善について、貴会所属機関に対する周知徹底方、特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、参考資料として日本薬剤師会・日本病院薬剤師会による「内服薬、外用薬に関する標準用法用語集（第1版）について」を同封させていただきます。

なお、平成24年診療報酬改定前のものでありますが、神奈川県薬剤師会では「院外処方せんの正しい書きかた」を作成してホームページにて公開をしております（本年中に改訂予定）。あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

（神奈川県薬剤師会：<http://www.kpa.or.jp/>）

事務担当：事業課

電話：045-751-7065

別添1

<用法の記載不備処方例>

外用剤は使用回数と使用部位（痛い所や痒い所ではなく、具体的に指示）を記載する。

01 7デズブクリン41% (10g/本) 1本
症状に応じて適宜患部に塗布
以下余白.....

* アダラートCR錠 20mg 1錠
 分1 朝食後 14日分

 * ロキソニンパップ100mg 21枚
 10cm×14cm
1日1回患部に貼付

 * スミルスチック3% 40g
1日1～数回塗布

 【以下余白】

Rp. 5 ロキソニン錠 60mg 1錠
頭痛時 14回分

 Rp. 6 ヒルドイドソフト軟膏0.3% 75g
医師の指示とおりに

Rp. 06 6袋
モーラステープ 20mg (7枚/袋)
患部に貼付
痛いところ

倍量処方、医療安全上問題があるだけでなく、医薬品副作用救済制度の対象とならない危険性がある。

<倍量処方が疑われる処方例>

(6)	ハルシ錠 (1日3回毎食後)	6 錠	42 日分
(7)	サイレス錠1mg (1日1回寝る前) 【 <u>実際は一錠づつ。</u> 】 (以下余白)	2 錠	30 日分

01	ミカルデイス錠「40mg」 分1：朝 食後	1 T	42 日分
02	ノルバスタOD錠「5mg」 分1：夕 食後	1 T	42 日分
03	ガスターD錠「20mg」 分2：朝：夕 食後	2 T	42 日分
04	ミオナール錠(50mg) 分1：夕 食後	1 T	42 日分
05	マイスリー錠(5mg) 分1：寝る前 <u>倍量処方</u>	2 T	21 日分

01)	レンドルミン錠 0.25mg 【用法】1日1回 ねる前	<u>2 錠</u>	<u>28 日分</u>
02)	ゼチーア錠10mg 【用法】1日1回 朝食後 ---- 以下余白 ----	1 錠	56 日分

01	レンドルミンD錠 (0.25mg) <u>分1：寝る前</u>	1 T	30 日分
02	オメプラール錠(10mg) 分1：朝 食後	1 T	42 日分
03	ピオスリー配合錠 分3：朝・昼・夕 食後	3 T	42 日分
04	ウルソ錠「100mg」 分3：朝・昼・夕 食後	6 T	42 日分
05	レンドルミンD錠 (0.25mg) 不眠時	1 T	12 回分

<関連法規・通知>

◎ 薬剤師法

第25条（調剤された薬剤の表示）

薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない（第25条の2（情報の提供））。

薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければならない。

◎ 医師法施行規則

第21条（処方せんの記載事項）

医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

◎ 保険医療及び保険医療担当規則

第20条（診療の具体的方針）

- へ 投与量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

第23条（処方せんの交付）

- 1 保険医は、処方せんを交付する場合には、様式第2号又はこれに準ずる様式の処方せんに必要な事項を記載しなければならない。
- 2 保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬剤師から疑義の照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない。

◎ 診療報酬請求書等の記載要領等について

診療録等の記載上の注意事項

第5 処方せん記載上の注意事項

7 「処方」欄について

投薬すべき医薬品名、分量、用法及び用量を記載し、余白がある場合には、斜線等により余白である旨を表示すること。

- (3) 用法及び用量は、1回当たりの服用（使用）量、1日当たり服用（使用）回数及び服用（使用）時点（毎食後、毎食前、就寝前、疼痛時、〇〇時間毎等）、投与日数（回数）並びに服用（使用）に際しての留意事項等を記載すること。

◎ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等

第十二 投与期間に上限が設けられている医薬品

- イ 療担規則第二十条第二号ホ及びびへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十

条第三号ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投与量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

- (一) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬（ロの（二）に掲げるものを除く。）
- (二) 麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬（ロ及びハに掲げるものを除く。）
- (三) 新医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過してないもの

◎ 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等（揭示事項等告示第十関係）

4 投与期間に上限が設けられている医薬品

- (4) 投与期間に上限が設けられている麻薬又は向精神薬の処方、薬物依存症候群の有無等、患者の病状や疾患の兆候に十分注意した上で、病状が安定し、その変化が予見できる患者に限って行うものとする。そのほか、当該医薬品の処方に当たっては、当該患者に既に処方した医薬品の残量及び他の医療機関における同一医薬品の重複処方の有無について患者に確認し、診療録に記載するものとする。

◎ 内服薬と頓服薬の区別

- ・ 頓服薬は1日2回程度を限度として臨時的に投与するものをいい、1日2回以上にわたり時間的、量的に一定の方針のある場合は内服薬とする。
(昭和24年10月26日保険発第310号)
- ・ 内服薬と頓服薬の区別は、処方せんの記載内容によって判定するものであり、頓服薬とは、その指示された用法が定時的に服用するものでなく、用に臨んで服用するもので、用法が1回量を単位とされているものである。

(参考) 医薬品副作用救済制度について

医薬品副作用被害救済制度は、法律（医薬品医療機器総合機構法）に基づく公的な制度であり、医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合に、医療費等の諸給付を行うものです。

「適正な使用」とは、原則的には医薬品の容器あるいは添付文書に記載されている用法・用量及び使用上の注意に従って使用されることが基本となります。

* 「倍量処方」「適応外処方」では給付対象外となる危険性があります。

[プレスリリース]

平成 23 年 9 月

日本薬剤師会
日本病院薬剤師会

内服薬、外用薬に関する標準用法用語集（第 1 版）について

平成 22 年 1 月に発表された「内服薬処方せん記載の在り方検討会報告書」において、標準用法マスタを作成することが述べられている。標準用法マスタを作成するためには、まず、用語を定めること及びそれらを電子カルテ等の情報システムに実装するためのマスタ化が必要であり、前者については（社）日本薬剤師会及び（一社）日本病院薬剤師会が、後者については医療情報学会が役割分担をすることとなった。

今般、「内服薬、外用薬に関する標準用法用語集(第 1 版)」が完成したことから公開することとした。標準用法マスタは、本用語集を基に日本医療情報学会がそのコード化を行うことにより、「標準用法マスタ」として我が国における情報システムにおいて広く使用される予定である。

用語集作成作業にあたっては、検討会の前段階に平成 17 年度から 20 年度までの 4 年間にわたり実施された厚生労働科学研究（研究代表者齋藤壽一）の資料及び、その後に薬価収載された医薬品における新たな用法の用語や第 16 改正日本薬局方の製剤分類等も加味した上で行った。用語集のメンテナンス期間については、最終的には 1 年に 1 回程度で追加登録を行う予定であるが、初年度については、必要に応じて数回の追加登録を行う予定である。なお、新薬において従来存在しない用法が出現した際には、承認情報から用語登録を行うこととなる。

標準用法マスタが作成されれば、処方せんにおける用法記載での利用のみならず、現在我が国においては検討されている電子版お薬手帳への活用も可能となる。本用語集が積極的に活用されることを望むものである。

標準用法用語集(第一版)

平成 23 年 9 月

日本薬剤師会

日本病院薬剤師会

<用法詳細区分用語>

	用法詳細区分	部位情報(部位については別表参照)
内服	経口	不要
	舌下	不要
	ハツカル(歯と歯茎の間に挟む)	不要
	口腔内塗布	不要
外用	貼付	必須
	塗布	必須
	湿布	必須
	撒布	必須
	噴霧	必須
	消毒	任意
	点耳	左・右・両
	点眼	左・右・両
	点鼻	左・右・両
	うがい	不要
	吸入	不要
	トローチ	不要
	膀胱洗浄	不要
	鼻腔内洗浄	不要
	洗腸	不要
	肛門挿入	不要
	肛門注入	不要
膣内挿入	不要	
膀胱注入	不要	

1.1 食事等のタイミングを基本とする内服用法

整理番号	1日回数	標準用法用語
1101	1回	1日1回起床時
1102		1日1回朝食前
1103		1日1回朝食直前
1104		1日1回朝食後
1105		1日1回朝食2時間後
1106		1日1回昼食前
1107		1日1回昼食直前
1108		1日1回昼食後
1109		1日1回昼食2時間後
1110		1日1回夕食前
1111		1日1回夕食後
1112		1日1回夕食2時間後
1113		1日1回就寝前
1114		1日1回空腹時
1115	2回	1日2回朝食前と就寝前
1116		1日2回朝食後と就寝前
1117		1日2回朝食前
1118		1日2回朝食後
1119		1日2回朝夕食前
1120		1日2回朝夕食後
1121		1日2回朝夕食事2時間後
1122		1日2回昼夕食前
1123		1日2回昼食前と就寝前
1124		1日2回昼夕食後
1125		1日2回昼食後と就寝前
1126		1日2回夕食前と就寝前
1127		1日2回夕食後と就寝前
1128	3回	1日3回朝昼夕食前
1129		1日3回朝昼夕食直前
1130		1日3回朝昼夕食後
1131		1日3回朝昼夕食後2時間
1132		1日3回朝昼食前と就寝前
1133		1日3回朝昼食後と就寝前
1134		1日3回朝夕食前と就寝前
1135		1日3回朝夕食後と就寝前
1136		1日3回昼夕食前と就寝前
1137		1日3回昼夕食後と就寝前
1138	4回	1日4回朝昼夕食前と就寝前
1139		1日4回朝昼夕食後と就寝前
1140	5回	1日5回朝昼夕食後、15時、就寝前

1.2 1日回数と時間間隔を明示した内服用法

整理番号	標準用法用語
1201	1日2回 12時間毎
1202	1日3回 8時間毎
1203	1日4回 6時間毎
1204	1日6回 4時間毎
1205	1日8回 3時間毎

1.3 1日回数と服用時刻を明示した内服用法(時刻指定型 I)

整理番号	標準用法用語
1301	1日1回 N1時
1302	1日2回 N1時, N2時
1303	1日3回 N1時, N2時, N3時
1304	1日4回 N1時, N2時, N3時, N4時
1305	1日5回 N1時, N2時, N3時, N4時, N5時
1306	1日6回 N1時, N2時, N3時, N4時, N5時, N6時
1307	1日8回 N1時, N2時, N3時, N4時, N5時, N6時, N7時, N8時

1.4 1日回数とイベントを明示した内服用法(時刻指定型 II)

整理番号	標準用法用語
1401	1日1回 哺乳時
1402	1日2回 哺乳時
1403	1日3回 哺乳時
1404	1日4回 哺乳時
1405	1日5回 哺乳時
1406	1日6回 哺乳時
1407	1日8回 哺乳時
1408	1日10回 哺乳時
1409	1日12回 哺乳時

1.5 口腔内で使用する内服薬の用法

整理番号	標準用法用語
1501	舌下で使用
1502	歯と歯茎の間に挟んで使用(飲んだり噛んだりしない)
1503	塗布

1.6 頓用型の内服用法

整理番号	区分	標準用法用語
1601	痛み	疼痛時
1602		頭痛時
1603		歯痛時
1604		胸痛時
1605		腹痛時
1606		腰痛時
1607		関節痛時
1608	呼吸	喘鳴時
1609		喘息発作時
1610		喉がゴロゴロする時
1611		しゃっくり時
1612	循環器	咳込時
1613		血圧上昇時〇〇mHg以上
1614		血糖値〇〇mg/dL以上
1615	消化器	便秘時
1616		お腹がゴロゴロする時
1617		下痢時
1618		嘔吐時
1619		吐き気時
1620		空腹時
1621	腎	出血時
1622		乏尿時〇〇mL/時間未満
1623		多尿時
1624	精神神経	むくみ時
1625		不眠時
1626		不安時
1627		不穏時
1628		いらいら時
1629		けいれん時
1630		めまい時
1631	熱	疲労時
1632		発熱時(〇〇度以上)
1633	皮膚	悪寒時
1634		かゆい時
1635	その他の症状	発疹時
1636		発作時
1637		症状ある時
1638	医療	検査前
1639		検査時
1640		検査後
1641		手術前
1642		手術後
1643		処置前
1644		処置時
1645	処置後	
1646	生活	起床時
1647		入浴前
1648		食事前
1649		食事後
1650		就寝前
1651		外出時
1652	その他	哺乳時
1653		必要時
1654		適宜

2.1 生活リズムを基本とする外用用法

整理番号	1日回数	標準用法用語
2101	1回	1日1回起床時
2102		1日1回朝
2103		1日1回昼
2104		1日1回夕
2105		1日1回就寝時
2106	2回	1日2回朝夕
2107		1日2回朝と就寝前
2108		1日2回午前と午後
2109	3回	1日3回朝昼夕
2110	4回	1日4回朝昼夕と就寝前

2.2 1日回数だけを明示した外用用法

整理番号	標準用法用語
2201	1日1回
2202	1日2回
2203	1日3回
2204	1日4回
2205	1日6回
2206	1日3回程度
2207	1日4回程度
2208	1日6回程度
2209	1日1~2回
2210	1日1~数回
2211	1日2~3回
2212	1日3~4回
2213	1日4~5回

2.3 時間間隔で明示した外用用法(時間指定型I)

整理番号	標準用法用語
2301	2~3時間毎
2302	4~6時間毎

2.4 頼用型の外用用法

整理番号	区分	標準用法用語
2401	痛み	疼痛時
2402		頭痛時
2403		齒痛時
2404		胸痛時
2405		腹痛時
2406		腰痛時
2407		関節痛時
2408	呼吸	喘鳴時
2409		喘息発作時
2410		喉がゴロゴロする時
2411		しゃっくり時
2412		咳込時
2413	循環器	血圧上昇時〇〇mHg以上(注2)
2414		血糖値〇〇mg/dL以上(注2)
2415	消化器	便秘時
2416		お腹がゴロゴロする時
2417		下痢時
2418		排便時
2419		嘔吐時
2420		口腔乾燥時
2421		吐き気時
2422		空腹時
2423	腎	出血時
2424		乏尿時〇〇mL/時間未満(注2)
2425		多尿時
2426		むくみ時
2427		精神神経
2428	不安時	
2429	不穏時	
2430	いらいら時	
2431	けいれん時	
2432	めまい時	
2433	疲労時	
2434	熱	発熱時(〇〇度以上)(注2)
2435		悪寒時
2436	皮膚	かゆい時
2437		発疹時
2438	その他の症状	発作時
2439		症状ある時
2440	医療	検査前
2441		検査時
2442		検査後
2443		手術前
2444		手術後
2445		処置前
2446		処置時
2447		処置後
2448	生活	起床時
2449		入浴前
2450		食事前
2451		食事後
2452		就寝前
2453		外出時
2454	その他	哺乳時
2455		必要時
2456		適宜

3 外用用法で使用する部位名称の標準用語

部位名称	
全身	手の指の間
頭皮	手の爪
頭部	手足
頭頂部	体幹部
後頭部	背中
ひたい	上背部
顔	脇の下
まゆ	全胸部
まゆのまわり	乳房
まぶた	乳房まわり
眼	乳首
目のまわり	上腹部
頬	下腹部
鼻	へそ
鼻のまわり	へそのまわり
鼻の下	臀部
鼻腔内	陰のう
耳	陰部
耳たぶ	股間部
耳のうしろ	肛門部
耳のまわり	肛門周囲
耳の中	下肢
口	ふともも
口のまわり	ふともも後ろ
口唇	ふとももとすね
口腔内	膝
口腔内ほほの内側	膝のうら
口腔内上あご部	すね
上歯茎部	ふくらはぎ
下歯茎部	くるぶし
舌	かかと
舌の裏側	足
喉の奥	足の裏
扁桃腺部	足の甲
下あご	足のゆび
首	足のゆびの間
うなじ	足の爪
肩	かゆい所
上肢	カサカサした所
腕	じくじくした所
上腕	ひどい所
前腕	褥瘡部
ひじ	発赤部
手	発疹部
手の甲	ストマ部
手のひら	カテ挿入部
手の指	患部

標準用法用語集（第 1 版）の見方

今回作成された標準用語集、は現在利用されている各施設の用法に登録されている用語を分析を行った上で、整理をし、掲載したものである。

標準用語集における用法の基本的な見方は以下の通りである。

- (1) 本用語集に掲載されている範囲は内服薬、外用薬である
- (2) 第 16 局製剤通則において「経口投与する製剤、口腔内に適用する製剤」等が新たに定められたことに対応するために、内服薬は用法詳細区分として①経口投与、②舌下、③バツカル、④口腔内塗布、とした
- (3) 内服薬の用法については①食事等のタイミングを基本とする用法、②時間を基本とする用法（1. 2～1. 4）に分類した
- (4) 頓用の用語については症状等による分類し、用語を掲載した
- (5) 外用薬については、①生活リズムを基本とする用法、②回数を基本とする用法、時間間隔による用法等に区分した。
- (6) 外用の頓用については内服薬同様の分類を行った。
- (7) 外用で使用する部位名称について整理を行い掲載をした。またこの部位は必要に応じて左、右、両方等、より細かい部位指定が可能である。